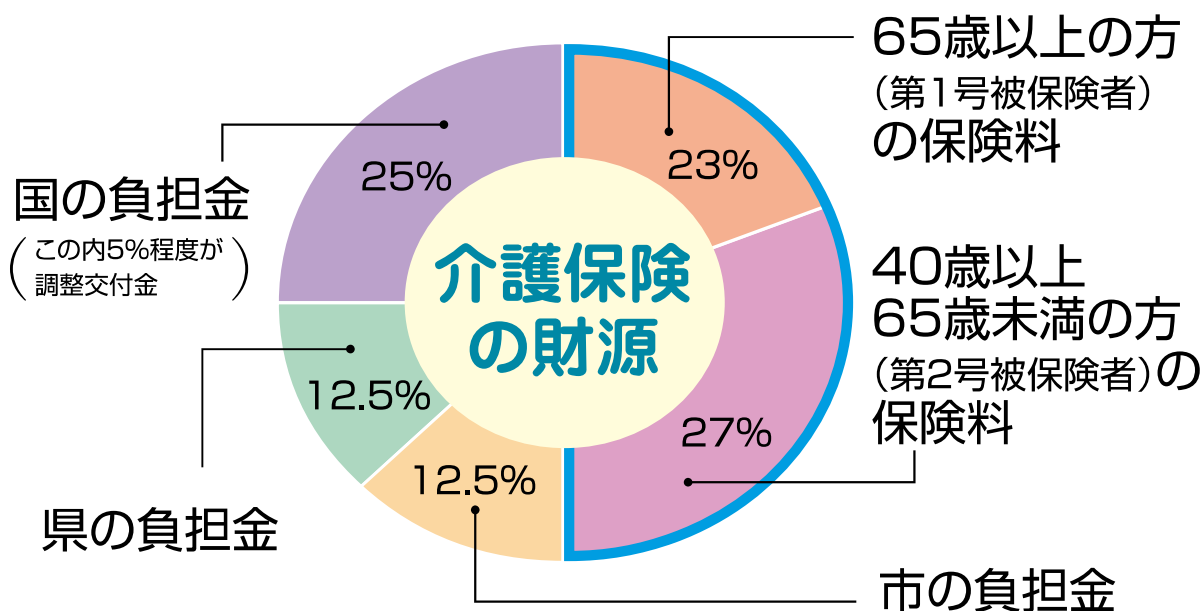


## 5 介護保険料について

### 介護保険料は大切な財源です

みなさんが納める介護保険料は、公費とともに介護保険の大切な財源になっています。介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるよう、介護保険料は必ず納めましょう。



※上記円グラフの財源構成は居宅給付費の負担割合です。

**Q<sub>1</sub>** 元気なのになぜ保険料を納めないといけないのですか？

**A<sub>1</sub>** 被保険者全員が納めるしくみになっています。  
介護保険は、高齢社会での介護を社会全体で支えるという目的で作られた制度です。いま元気だからといっても、いつ介護が必要になるかわかりません。その“いざ”というときのためや、健全な制度運営のために、保険料は必ず納めることになっています。

**Q<sub>2</sub>** 介護サービスを利用しなければ、保険料は返してくれるのですか？

**A<sub>2</sub>** 保険料の返却はありません。  
みなさんが納めた介護保険料は、介護サービスのために使われます。

**Q<sub>3</sub>** なぜ保険料が上がるのですか？

**A<sub>3</sub>** 高齢社会にともなう介護サービス利用者の増加や、介護施設等のサービス基盤の整備にともないサービス量が増加するために、保険料が引き上げられます。

# 令和6年度の介護保険料

## ①65歳以上の方(第1号被保険者)

65歳以上の方の介護保険料は、わたしたちの佐渡市の介護保険の運営にかかる費用の総額(利用者1割負担分を除く)のうち、65歳以上の方が負担する割合に応じて決まります。一人一人の介護保険料は、低所得の方に過重な負担とならないよう、所得段階別に計算されます。

$$\text{介護保険料基準額 (年額)} = \frac{\text{佐渡市の介護保険にかかる費用のうち65歳以上の方の負担分}}{\text{佐渡市の65歳以上の方の人数}}$$

基準額 74,400円(年額) 6,200円(月額)

| 保険料段階 | 年間保険料額(保険料率)           | 対象者                             |                                           |
|-------|------------------------|---------------------------------|-------------------------------------------|
| 第1段階  | 21,200円<br>(基準額×0.285) | 生活保護受給者、市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者等(*1) |                                           |
| 第2段階  | 36,000円<br>(基準額×0.485) | 世帯全員が非課税                        | 前年の合計所得金額(*2)と課税年金収入額の合計が80万円以下の方         |
| 第3段階  | 50,900円<br>(基準額×0.685) |                                 | 前年の合計所得金額(*2)と課税年金収入額の合計が80万円を越え120万円以下の方 |
| 第4段階  | 66,900円<br>(基準額×0.90)  |                                 | 前年の合計所得金額(*2)と課税年金収入額の合計が120万円を超える方       |
| 第5段階  | 74,400円<br>(基準額×1.00)  | 本人は非課税で世帯員が課税                   | 前年の合計所得金額(*2)と課税年金収入額の合計が80万円以下の方         |
| 第6段階  | 89,200円<br>(基準額×1.20)  | 本人が課税                           | 前年の合計所得金額(*2)と課税年金収入額の合計が80万円を超える方        |
| 第7段階  | 96,700円<br>(基準額×1.30)  |                                 | 前年の合計所得金額(*2)が120万円未満の方                   |
| 第8段階  | 111,600円<br>(基準額×1.50) |                                 | 前年の合計所得金額(*2)が120万円以上210万円未満の方            |
| 第9段階  | 126,400円<br>(基準額×1.70) |                                 | 前年の合計所得金額(*2)が210万円以上320万円未満の方            |
| 第10段階 | 141,300円<br>(基準額×1.90) |                                 | 前年の合計所得金額(*2)が320万円以上420万円未満の方            |
| 第11段階 | 156,200円<br>(基準額×2.10) |                                 | 前年の合計所得金額(*2)が420万円以上520万円未満の方            |
| 第12段階 | 171,100円<br>(基準額×2.30) |                                 | 前年の合計所得金額(*2)が520万円以上620万円未満の方            |
| 第13段階 | 178,500円<br>(基準額×2.40) |                                 | 前年の合計所得金額(*2)が620万円以上720万円未満の方            |
|       |                        |                                 | 前年の合計所得金額(*2)が720万円以上の方                   |

### (\*1) 老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得のない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。

### (\*2) 合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額の合計額のことです。扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。保険料は前年の所得をもとに算定されますので、正しい申告をしましょう。

## ②40歳から64歳までの方(第2号被保険者)

加入されている医療保険ごとに、介護保険料が算出されます。

### 国民健康保険の加入者

- ・所得などに応じて介護保険料が決まります(原則、本人と国が2分の1ずつ負担)。介護保険料は、国民健康保険料と合わせて世帯主が一括して納めます。

### 職場の医療保険の加入者

- ・医療保険ごとに設定される介護保険料率などに応じて、介護保険料が決まります(原則、本人と事業主が2分の1ずつ負担)。介護保険料は、医療分と合わせて給与および賞与から差し引かれます。

# 保険料の納め方

年金の額により、年金からの天引き、または、市の納入通知書・口座振替により納めます。

## ① 年金が **年額18万円未満** の方(普通徴収)

➡ **納入通知書または口座振替**

市から送付されてくる納入通知書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

**保険料納付は  
口座振替が  
便利です**

- 保険料の納入通知書
- 預(貯)金通帳
- 印かん(通帳届け出印)

これらを持って市指定の金融機関で手続きしてください。



※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としされなかった場合などには、納入通知書で納めることになります。

## ② 年金が **年額18万円以上** の方(特別徴収)

➡ **年金から天引き**

年金の定期支払い(年6回)の際、年金から保険料があらかじめ天引きされます。対象となる年金は、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金です。

- 前年度から継続して保険料を納めている方は、4・6・8月は前年度の2月と同額を納め、10月・12月・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている4・6・8月の3期分を除いた額を納めますので、保険料額が変わる場合があります。

|            | 納 入 時 期     |             |             |              |              |             |
|------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|-------------|
| 年 金<br>支給月 | 4月<br>(第1期) | 6月<br>(第2期) | 8月<br>(第3期) | 10月<br>(第4期) | 12月<br>(第5期) | 2月<br>(第6期) |

### !! こんな時は納入通知書または口座振替(普通徴収)になります。

年金が18万円以上でも次の場合は、納入通知書または口座振替(普通徴収)になります。

- 年度途中で65歳になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金(老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金)の受給が始まった場合
- 確定申告や市・県民税申告などにより、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合

# 介護保険料を滞納すると…

保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。納め忘れには、十分ご注意ください。

**1年以上  
納めていない**

利用者が、ご自分で介護サービス費用の全額(10割分)をいったんお支払いしてください。申請によって、その後に保険給付(7割～9割分)が利用者に支払われます。

**1年6か月以上  
納めていない**

利用者が、ご自分で介護サービス費用の全額(10割分)をいったんお支払いしてください。その後、申請しても保険給付の一部または全部が差し止められ、滞納した保険料にあてられることがあります。

**2年以上  
納めていない**

滞納した期間に応じて、通常1割～3割の自己負担が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

災害・失業などの特別な事情で一時的に介護保険料が納められなくなったときは、徴収の猶予や減額、免除されることがあります。市役所(各支所・行政サービスセンター)窓口までご相談ください。(裏表紙参照)